

平成 29 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月15日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月15日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝	子育て 推進課長	鈴木 敬
		健康推進 課長	小島 昌己	高齢介護 課長	戸谷 政司
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝		
消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第37号 蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第38号 蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第44号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第45号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第46号 海部地区環境事務組合理約の変更について
- 日程第11 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第13 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第14 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、平成29年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、発議第3号から発議第5号までの意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書、行政報告の資料が配付をしております。

本日、申請に基づき、出席議員のタブレットの持ち込みを許可をいたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態をお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

ただいまより、12月13日に行われました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

タブレット等、資料等、ごらんいただきますようお願いいたします。

最初、1番目ですけれども、意見書の審議についてであります。

この意見書の取りまとめをいたしまして、今回、採択することになった意見書といたしまして、アですが、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、イ、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書、ウ、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書、以上、3つの意見書が全会派の賛成ということで採択となりました。

また、2番目ですが、不採択となった意見書がございますけれども、このアからケというふうになっておりますので、それぞれお目通しをお願いしたいと思っております。

2番目ですが、平成30年第1回3月の定例会の日程であります。

別紙のとおりということでありまして、別紙用意がされております。2月22日、議会運営委員会ということで、3月1日に開会をいたしまして、そして23日に閉会というようなスケジュールとなっておりますので、お願いいたします。

また、3番目ですが、行政報告ということでございました。

町のほうからその申し出がありまして、1番目は、地方自治法施行70周年記念式典についてということと、2番は、日光川のウォーターパーク用地取得に係る所有権移転登記抹消登記手続等請求事件の経過についてということで、以前にもこれについて説明がありましたけ

れども、この2件について、冒頭に当局のほうから行政報告がございます。

4番目、その他ですが、1といたしまして、3月議会の議案説明会の開催の日程が決まっております。30年2月19日月曜日午前9時から3階協議会室で行うこととなっております。

また、(2)ですけれども、その他として、議案の取り扱い等の話ですけれども、議会では継続審査ということができるのかどうかというようなお話が出てまいりましたので、その方法とか、何がどうすればいいのかというようなことにつきまして、かなり長い間、フリーな感じで意見交換を行いました。

以上が議会運営委員会の報告でございます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

町長及び産業建設部長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

○町長 横江淳一君

おはようございます。

大変貴重な時間をいただきまして、行政報告をさせていただきたいと思います。

今、目の前に掲げさせていただきました盾と賞状でございます。これは、去る平成29年11月20日月曜日でございますけれども、東京国際フォーラム、もとの都庁のあった場所にあります建物であります。そこで、地方自治法施行70周年記念式典が開催をされました。その際、蟹江町が、地方自治功勞として、総務大臣表彰を、実は受賞をいたしました。

本来ですと、議会の冒頭、初日にこの報告をさせていただきたかったんですが、実は賞状と盾が届いておりません。届いたのが数日前ということで、これが届いた時点で行政報告をさせていただくということで、数日前にも知事とお目通しを願い、この報告も実は同時にさせていただいたのもご報告をさせていただきます。

この賞というのは、地方自治の進展及び住民の福祉の増進に努めたということが認められたということでございます。今回の賞は、愛知県では刈谷市と蟹江町の2市町が受賞し、全国では124市町村が受賞をいたしました。今後もさらに住民と行政の協働によるまちづくりをより進め、住民の福祉の向上に努めてまいりたいと存じますので、議員各位にもご支援・ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、来る12月19日でありますけれども、これも火曜日ではありますが、午後2時から議長も出席をいただけますが、県のほうでもウィルあいちにおきまして、地方自治法施行70周年の記念式典が開催をされます。そのときに、多分蟹江町と刈谷市が名前を呼ばれるだけだと思いますが、表彰されますので、ご報告を重ねてさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○産業建設部長 伊藤保彦君

改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、引き続き行政報告をさせていただきます。

さきの9月全員協議会で日光川ウォーターパーク用地取得に係る所有権移転登記抹消登記
手続等請求事件の経過と内容をご説明をさせていただきましたので、その後の経過を報告い
たします。

平成29年10月3日火曜日に、第1回口頭弁論がございまして、原告側からの訴状に対して
の答弁書を被告側、町が提出し、その内容確認を行いました。

次に、平成29年11月28日火曜日には、第1回弁論準備手続で、第2回口頭弁論に向けての
争点整理のために、被告、町側から準備書面を提出いたしました。

今回は、平成30年1月9日火曜日に、第2回弁論準備手続として、第1回準備手続で提出
いたしました被告、町側からの書面に対しての弁論、反論になりますが、原告側から提出さ
れる予定でございます。

今後、議員各位への報告につきましては、進捗がございましたらその内容に応じまして、
文書、または直近の全員協議会で経過を報告させていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で行政報告を終わります。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につ
いて」

日程第2 議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて」

日程第3 議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正につ
いて」

日程第4 議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第41号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第42号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本6案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より、審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

それでは、総務民生の報告をさせていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました6案件につきまして、去る12月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告させていただきます。

最初に、議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、指定管理者制度の導入について、いつから制度の導入を考えていたのかという内容の質疑がありました。これに対して、観光産業振興プロジェクト会議を進めていく中で、10月の専門部会での意見の内容を検討した結果、町直営では運営していくことが難しいと判断をし、指定管理者制度の導入にかじを切ったという内容の答弁がありました。

次に、利用料の減免等について、現時点での考えはあるのかという内容の質疑がありました。これに対して、町の生涯学習施設やまちなか交流センターと同じ運用を規定の中に盛り込んでいくという内容の答弁がありました。

次に、業務の中でボランティアとの連携はどのように考えているのかという内容の質疑がございました。これに対して、ガイドボランティアや地元の祭り関係者に協力をお願いしたいという内容の答弁がございました。

次に、今回の委託業務請負業者の株式会社電通名鉄コミュニケーションズの実績を伺いたいという内容の質疑がございました。これに対して、今回契約した電通名鉄コミュニケーションズの協力店が、長良川うかいミュージアムで指定管理者の実績があると聞いている、指定管理者については、公募をし、審査委員会において決定されるという内容の答弁がございました。

次に、5月に施設オープンとなっているが、来年3月末で電通名鉄コミュニケーションズとの契約が終了したとき、また新しい業者を選ぶのかという内容の質疑がありました。これに対して、再度別で契約をするという内容の答弁がありました。

次に、施設の利用時間が午後5時までとなっているが、ボランティアにも活躍していただくのであれば、午後5時まででは早過ぎる。会議は夜のほうが多いと思うが、使い勝手が悪いのではないかとという内容の質疑がございました。これに対して、基本的には午前9時から午後5時までだが、指定管理者が町に申し出て利用時間を延長することはできるという内容の答弁がございました。

次に、指定管理者の募集期限はいつまでかという内容の質疑がありました。これに対して、

12月25日から募集を開始し、1月11日を説明会の参加締め切りとし、その後、提案者の受付を開始するという内容の答弁がありました。

次に、指定管理者の物販売り上げはどうかという内容の質疑がありました。これに対して、カフェや物販などでもうけを得た場合は、指定管理者の利益になるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第37号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題としました。

審議に入ったところ、高齢者の入浴時間を区切って運営していくのかという内容の質疑がございました。これに対して、年代別に入浴時間を区切ることなく、どなたでも午前10時から午後5時までは入ることができる施設であるという内容の答弁がありました。

次に、多目的室利用は地域福祉の充実を図るという点で考えると、午後5時まで利用時間では使い勝手が悪い。あわせて、入浴料は、今は長寿会が地域ごとに福祉センターを利用しているが、これが1回200円となると負担となる。減免等についてどう考えているのかという内容の質疑がございました。これに対して、開館時間は、まず午前10時から午後6時で考えている。今後、利用者から要望があったら検討していきたい。また、規則の中で利用時間の延長の規定を設けていく予定である。長寿会の入浴については、この多世代交流施設においては、占有は難しいと考えている。また、料金についても、受益者負担の考え方をしているため、減免や補助については今後検討をしていきたいという内容の答弁がございました。

次に、町外の方の入浴利用について、町外の方が多く来訪し、町内の方が使えない場合が出てきたときの対応はどうかという内容の質疑がありました。これに対して、基本的には町民の方に利用してもらおう施設だと考えている。しかし、ボランティア等で町外の方が来ることは想定している。入浴については、身分確認をする旨の表示をすることも考えていきたいという内容の答弁がございました。

次に、施設の利用料について、ピロティ部分が1平方メートル当たり1時間10円となっている。観光交流センターは、エントランスが1平方メートル当たり1時間30円となっている。他の施設との整合性を欠くのではないかと内容の質疑がありました。これに対して、当初は、1平方メートル当たり1時間30円で検討していたが、ピロティ部分を全面使用することを考えており、仮に全面使用した場合、約430平方メートルで1日の使用料が10万円近くかかってしまうため、少しでも使いやすいように、全面使用で1時間当たり4,300円程度になるように設定した。観光交流センターやまちなか交流センターは、面積が小さいので、全面使用となっても負担は少ないという内容の答弁がございました。

次に、施設の図面を確認すると、1階にボランティアグループ室があるが、どのような団

体が使えるのかという内容の質疑がありました。これに対して、指定管理者として想定している社会福祉協議会にはボランティアグループの登録制度があるので、その登録団体が無料で使えるスペースとして考えているという内容の答弁がございました。

次に、1階の機械室とは何か、この施設は川に面しているため、災害時に水につからない準備はしているのかという内容の質疑がありました。これに対して、機械室は、ボイラーや貯水槽が入る予定である。キュービクルは3階に設置してあるため、電気系統は水につからない対応をしている。災害時も最低限、電気供給ができる施設となっているという内容の答弁がございました。

次に、福祉センターの本館は取り壊すという話を聞いているが、取り壊した後の予定はどうなっているのかという内容の質疑がありました。これに対して、31年以降に取り壊す予定をしているが、既存施設の有効利用も検討していかなければいけないと考えている、福祉センター本館は、隣接する体育館と浄化槽や電源の共有をしており、多世代交流施設オープン後に直ちに取り壊すということは難しいという内容の答弁がございました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、多世代交流施設の建設運営には賛成しているが、規則や減免規定が不明確で、条例制定の判断ができないため、反対をするという内容の討論がございました。これに対して、賛成討論として、多世代交流センターは町民にとって大変有効なものと考え、賛成をするという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第38号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、要配慮個人情報についてわかりやすい説明をという内容の質疑がありました。これに対して、今回の条例改正の主旨は、個人情報の定義の明確化であり、個人の不利益が生じないように、特に取り扱いに配慮を要する個人情報として定義をしたものという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、マイナンバーについて、現在どのくらい普及しているのかという内容の質疑がありました。これに対して、町の普及率は、3月末時点で9から10%弱くらいであるという内容の答弁がありました。

次に、マイナンバー制度における情報連携はどうなっているのかという内容の質疑がありました。これに対して、国総務省において、本格運用を当初7月から始めるはずだったが、

システム障害が起きた反省から2度の延長を経て、11月13日から運用が開始され、情報連携ができるようになったという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論として、マイナンバー制度は監視社会への懸念も含め、国民の利益にならない制度は廃止すべきと考え、反対するという内容の討論がありました。これに対して、賛成討論として、この議案は、法律の改正に伴い、個人番号独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用等について改めるもので、適切なものと考え、賛成をするという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第40号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。審査に入ったところ、法改正の中で育児休業をとりにくい職場環境の改善が盛り込まれているが、蟹江町役場ではどうなのかという内容の質疑がありました。これに対して、一般職・保育職合わせて約10名が産前・産後の休暇等を経て育児休業に入る予定である。職場としては、育児休業を取得できる環境整備を促進する方向で進めているという内容の答弁がありました。

次に、男性は育児休業を取得しているのかという内容の質疑がありました。これに対して、今年度、2名の取得があったという内容の答弁がございました。

次に、非常勤職員の育児休業を取得しても復帰できるということで、その間はまた新しい非常勤職員を雇うのかという内容の質疑がありました。これに対して、年度途中の正規職員の補充は難しいため、臨時職員として期間的に雇用して対応しているという内容の答弁がありました。

次に、条例中、育児休業をすることが、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合とあるが、この場合の特には何を指すのかという内容の質疑がございました。これに対して、当初1年間の育児休業を取得し、職場復帰するに当たり、保育所に入所できない場合は、6カ月延ばすことができる。さらに、1歳6カ月の時点で保育所に入所できない場合は、2歳まで育児休業の再延長を可能にしたものであるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称のみの変更かという内容の質疑がございました。これに対して、名称の変更で、条例の内容は変わらないという内容の答弁がございました。

次に、内容が変わらないのになぜ変更したのかという内容の質疑がございました。これに対して、居住者の所得制限があり、合計所得が1,000万円という制限ができたという内容の

答弁でありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

どうも、大変失礼しました。

(10番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

長いことご苦労さまです。

少し、委員長に質疑の内容等についてお伺いをしたいというふうに思いますが、今回出されている条例の背景には、全く新しい施設の管理の仕方は、指定管理者制度の導入ということがもう既に既定の事実かのように説明もされているわけですがけれども、この民間の指定管理者を入れてやるということは、企業を入れてやるということは、町にとっては初めてのことではないかと思えます。従来も指定管理という方法はとられてきましたけれども、これは町の関係団体をお願いをしてということで、指定管理の目的であります経費の削減、その他のことも図られて、それなりに運営をされてきているかと思うんですけれども、民間企業にそれを委託する、委託ではありませんね、これは委託ではありませんので、指定管理をして代行してもらうということなんですけれども、ですから大変重要で、また、慎重に検討すべきことであるかなというふうに思うんです。

そこで、今、委員長のほうから報告がありました。ありましたけれども、今の委員長の報告、質疑がありました、答弁がありましたということで、フラットな説明をしていただいたんですけれども、ざあっとフラットに言われておりますので、ちょっとこの問題の質疑の中身というのがちょっと捉えにくいというようなことがございますので、少しお伺いしますけれども、今言ったように、この新しいやり方であります民間の指定管理者の指定というようなことが関連する議案に対して、どういう角度から、どんな視点の質疑が多かったのか、ちょっとそしてその中身はどのようなものだったのかということで、2、3項目で結構ですけれども、その主な角度、視点からによる質疑があったことについてのお答えをお願いしたいと思います。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

今、中村議員さんからお話がありましたことでもありますけれども、先ほど答弁させていただいた、ほとんど私も後で精査見させていただいたんですけれども、ほとんど同じことを、私は言っております。

要は、別に特別変わったことは議論されておりません。報告が全てでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ちょっと、報告、今しましたけれども、今も言いましたように、こういう質疑がありました、こういう答弁がありました、ということで、ちょっと私たちとしても、これは捉えにくいものですから、整理して、この質問の視点とか角度が、こういう新しい事業に対してどういうふうにあったんですか、なかったんですかというようなことを、ちょっとお伺いしたかったんですけれども。

では、それは、例えば、これを導入したときの経過がどういう経過であったのかとかという質問なのか、指定管理者にかかわるものがあつたのか、余り今の報告ではわからないんですけれども、そういうような中身の、どういう視点があつたのかということをお聞きしたかったんですけれども、ちょっとそれはやめまして、それで、では、ちょっと具体的にお聞きしたいんですけれども、この1日の協議会では、この議案に関する報告というのがありまして、全員協議会で報告がありまして、しかし、まだ中身が大変あやふやで、報告されるほうも、また、聞いているほうもちょっとしっかりしていない状況がありまして、改めて3月にこのことについて説明をしたいというような話があつたかと思えます。ですから、これに関しては、まだきちんとした確定的なものを当局から受け取っているということではなくて、これは説明がまだ継続状態であるというような状態になっているわけですが、それに関する質疑応答というのはあつたんでしょうか、なかったんでしょうかということをお伺いします。

それから、最も大事なことでありますけれども、指定管理者を指定して、民間が運営するということについて、これ自体が是であるとか否であるとかいったような、もっと深くこれについてしなければいけないといったような質疑がありましたでしょうか。

もう一つは、管理運営費というのは、当初、町が議会に説明しておりました年間800万円から1,000万円ぐらいまでというようなランニングコスト、そういう説明があつたものが、指定管理によって費用が削減されるどころか、上限が2,500万円、それに近い、中身はまだ決まっておられませんので決定はしていませんけれども、それを上限にするような費用を考えて、まず、非常に1,500万円以上膨張しているわけですが、こういうようなことがあつたわけですが、これに関係するような質疑というようなものがあつたでしょうか、なかったでしょうか。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

じゃ、お答えします。

まず、指定管理者に対するそういうもの、多少言葉は出てきたんですけども、2,500万円というものがどうなのかなとかということは出てきたんですが、それに対して追求するという話は一切出てきてございません。なので、今中村さんが言われたような、細かい800万円とか1,000万円ぐらいであったものが急に2,500万円になったと、これはどういうことだというようなことのような内容は一切出てきておりません。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑は……

○9番 中村英子君

ちょっと待って。

今、私……

○議長 奥田信宏君

3つほど言われました。

○9番 中村英子君

ちょっと、これ何、もう一回、3回目言わないといけないの。

○議長 奥田信宏君

ちょっと待ってください。

3月に説明の話と、それから指定管理者がよい、悪いの。

○9番 中村英子君

指定管理者が是か否かというとか、3つ聞いたんです。

○議長 奥田信宏君

あと2つです。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

3月までの説明、そういう話もありましたかということですけども、それもございませんでした。

○議長 奥田信宏君

もう一つ、指定管理者がよいか、悪いか。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

民間の指定管理者がいいか、悪いかという話でございますが、その話も出てはきていませんでした。

そういうことでございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、いろいろなことで、総務民生常任委員会で質疑応答されていたわけ

ですけれども、この基本的に、今、最初に申し上げましたように、新たなこの民間の指定管理を導入するという根本的なことについて、少し、今聞いた時点でも曖昧なことで、理解がちょっとできない部分もあるのではないかなど。そして、この3月まで説明が継続していると、3月に私たちもきちんとこれを聞こうとしているという状況であるということについても、これも議論の対象にならなかったと、そういうようなことで、議会としては、今、中身の減免の規定ですとか、請負業者である電通の中身のことと、運営時間がどうなんだとか、新しい指定管理者を採用するときの期日はいつだとか、そのような範囲の質疑であったと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

そのとおりでございます。

○8番 黒川勝好君

動議を提出いたします。

先ほどの委員長の説明でもありますように……

○議長 奥田信宏君

まだ、ちょっと待って。

質疑です。

○8番 黒川勝好君

もう一つ、質問させていただきます。委員長に対しての。

もう一つ、今、質問させていただきます。

条例の、この37号の管理に関する条例のところ、第5条の2の「町長は次の各項にいずれか該当するときは、センターの利用を許可しないものとする」の中の(2)の暴力団員に対する不当な行為の防止等に関する法律ということが書いてありますが、基本的には、今、暴力団というふうに限定した書き方をしているわけですが、反社会的勢力という言い方をされると思うんですけれども、これは、暴力団以外にも反社会的勢力というものはあると思うんですが、ここはあえて暴力団という指定をされたのは、何か理由があるのかお聞きをいたします。

そういうあれがなかったのか。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

申しわけございません。今の話は一切ありませんでした。

○議長 奥田信宏君

なかったそうであります。

それでは、他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

○8番 黒川勝好君

すみません、ちょっと早まりました。

この37号につきましては動議を提出をさせていただきます。

ただいま委員長の説明にもあったように、十分な審議が、特にこの指定管理者に対しまして、十分な審議がされておらんような感じがいたしましたので、この37号につきましては、継続審議という形をお願いをしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

ただいま黒川勝好君から、議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」、継続審査とすべき動議が提出されました。

動議は1名以上の賛成者が必要でありますので、賛成者は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

この動議について、採決を行いたいと思います。

この動議のとおり、本件を継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数と認めました。

よって、本件を継続審査とすることは否決をされました。

続いて、これより討論に入ります。

○9番 中村英子君

では、やむを得ませんので、反対討論ということさせていただきます。

新たに施設をつくって、これを管理運営していくわけですけれども、この施設は、行政が建設しております施設というのは、安定的・継続的に管理運営というのがされなければならないというのは当然のことだと思うんです。

今回の提案されています条例をみますと、町が直接運営してもいいし、また、指定管理者が運営してもいいと、指定管理者もできる規定ということでもいいというふうになっています。

それで、現在、ただいまは、3年間は指定管理でやるというふうに説明があったわけですが、その後はどういうつもりになってくるのかということが全く今はわかっておりません。指定管理者制度というのを利用する場合は、これはさまざまな解説書にも書いてあるわけですけれども、更新をどうしていくのかということも、あらかじめ方針として決めておくことが求められているのではないかと考えております。

それはなぜかという、場当たりの運営というものを避けるために、そのようなことも求められているわけなんですけれども、場当たりの運営というものが、一つの事業に対して、館の運営に対してやられることがあったとしたら、それは最もよくないことになるわけ

ですので、そのことをきちんと開館を準備するときには考えていかなければならないことではないかなと思います。

ですから、今、3年間近い指定ですけれども、この3年間近くを指定しておいて、その指定が、指定の目的が、一応国に申請している内容があるわけですけれども、この交付金をもらうために国に申請している内容があるんですけれども、その内容がクリアしていけば、それは指定管理者はそこまでの役割なのでいいのかとか、この指定管理というのをやってみて、様子を見て次のことを考えていけばいいとかという、そういう問題ではこれはないわけです。だから、施設をつくるに当たっては、最初にこれを始める時点で、10年、20年というふうにこの施設というのは続いていくわけですから、そのことをきちんと考えていかなければ、安定的な運営というものができない場合が出てくるんです。

そしてまた、運営費用に関しましても、以前の説明の中では、この施設は、みずから稼いで自立した施設というような考え方もちょっと1行ぐらいですけれども、示されてもおりました。そういうふうになっていけば、それはそれでいいんですが、指定管理でこのままずっと続けるということになってきますと、大体2,500万円近い維持管理費というものは、永久にこれを覚悟してやっていかなければならないということになりますと、将来的な町の財政との兼ね合いで、果たしてこの施設にこれだけの高額な指定管理料というものが適正なのかどうかという問題も含んでいると思います。

ですから、今回のように、この指定管理制度というのが、従来、町が説明していたように、直接町が運営しようと思っていたけれども、それができそうもないので、無理があるので、今回指定管理制度に切りかえようとしたという、そういった私にしてみれば、一時しのぎで指定管理制度を導入したような印象を持つわけですけれども、そのようなやり方で指定管理制度を導入することはできないというふうに私は考えております。

これは急激に出てきたことでありますので、もう少し、町長も議会もこのことに対しては慎重でなければならぬのではないかなというふうに思います。急ぎ過ぎです。ちょっとこれは慌て過ぎでこのことをやっているのではないかと、そういうふうに思っております。

そしてまた、この指定管理というのはそういう面から、果たして是か否かということも含めまして、もっともっとこれについては検討しなければならないことが私はたくさんあるというふうに思っております。

ですから、ただいまも継続して審査することが必要であると、もう少しこのことについて議会も意見を述べ、また、町当局も慎重に対応し、双方の相談のし合いの中でじっくり時間をかけてこのことをやっていく必要があるのではないかと、別に、死んでも5月に開館しなければいけないということではありませんので、将来をきちんとしたものにしていくということについては、じっくりともう少し時間をかけて検討して進めていくことが必要であると、そういうふうに考えております。

そんな中で継続してこの議案は審議することが必要だということで申し上げておりますので、管理と運営ということは必要である議案でありますけれども、今この議会でこの内容を議決してしまうということについては、私は反対を申し上げます。そのような観点から、議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」ということは、反対を申し上げます。

○議長 奥田信宏君

原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 石原裕介です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この条例の制定については、今後、施設を管理運営していく上では、町のどの公共施設にも制定されていますように必要なものだと思います。この条例の制定により、観光交流センターから須成祭を含めた町内の祭り、観光資源を情報発信して施設に人が集い、にぎわいの場となることを期待しております。

また、使用料の減免に関する事項については、規則等で別に定めることとしているため、本案については賛成をします。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

本当にこれ、きちんとした指定管理者制度というのは今回が初めてであります。

それで、全員協議会でも説明がございました。町でやるのは大変だから指定管理者制度を取り入れると。最初、1,000万円ぐらいの予算でやろうとしていたものが、指定管理者だと2,500万円だということで、約2.5倍の予算をかけるわけです。それで、いみじくも主幹の方がおっしゃった蟹江町の職員の平均が750万円だから、それぐらいの人件費の予定をしているという言い方をされた。僕は、これが一番残っているんです。町の職員の平均が750万円だから、今度指定管理者でやっていただく方は750万円出さないかんという根底があるということ自体が、この指定管理者であること自体がおかしい話になってきちゃうわけです。

民間の方がやっていただけるから安く、ノウハウもしっかり持ってみえるし。そのための指定管理者であって、職員の方の平均給与を出さないかんという頭があること自体が、僕は絶対これは許される話じゃないと思います。

ですから、今回の、これまだ十分話もできていない、指定管理者に対しての、本当にどの金額が適切かということはまだ出ていないし、まだこれからやりますよ。ですから、やるんですから、やっぱりこれは継続して3月までに決まるまでに蟹江町としての、本当にどれだけの予算が必要なのかということ、きちっと精査する必要が絶対あると僕は思っております。

ですから、この37号に対しましては反対をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

○6番 戸谷裕治君

ただいま皆様のご意見を承っております、この条例と申しますのは、町が運営、そして指定管理者もできますよという中身ですので、条例としては僕はこれでいいと思います。単純にものを考えまして。

中身は、またこれから指定管理者のことについては3月にもまれるかどうかわかりませんが、この条例はそういうことを書いてありますので、この条例は正しい条例であって、これを条例として取り上げるべきだなと思っております。

委員長報告には賛成いたします。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○9番 中村英子君

ちょっと、これも委員長に対して、報告の中身についてお願いします。

今、ちょっとよく聞き取れない部分もありましたけれども、5時以降の利用について質疑・応答があったというようなお話が今あったかと思うんですけども、これが、今報告があったんですけども、この回答について、少しよくわからない部分があるんですけども、この条例には、一応、この利用時間と利用料金というのが別表という形で入っているわけですけども、この5時以降の利用というものが、もしできるということになれば、これはどういう形でどういうふうにできるというご答弁があったんでしょうか。まずはそのことを確認しておきたいというふうに思います。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

お答えします。

5時以降のという話は、ちょっと出ませんでした。

以上でございます。

(発言する声あり)

すみません。

私は今現在ではなかったような気がしているんですけども、今あると言っている方がみえますので、ちょっとお答えしていただいて……

○議長 奥田信宏君

それはだめです。それは委員長です。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

ちょっと調べさせてください。

○9番 中村英子君

いいです、いいです。わかりました。

○議長 奥田信宏君

委員長報告はなしということですね。

○9番 中村英子君

委員長ですよ。委員長も、たくさん議案があつて、本当にたくさんのことを今、ちょっと報告されましたので、ちょっとそのことで漏れたかもしれません。たくさんのことを報告されましたので、漏れた部分もあるかとは思いますが、今の質問の中では、そのような質疑があったということで報告がございましたので、それは何か今後考えていくというような、そういう答弁ではなかったかなというふうに今捉えておりますので、それでいいですけども、それで、この中で、もし5時以降の利用が、何らかの形でできるということになってきますと、これは指定管理者の権限とか、自由裁量の範囲、指定管理者の自由な権限というか裁量の範囲の中でこれは行われるものなのか、どうなのか。もしそうであるとするならば、この条例制定のときに、どのように5時以降に指定管理者が使用料を決めたり、何時までこれをやるかとか、そのようなことが条例と一緒に出てきて当然のことだと思うんですけども、その指定管理者の行える範囲、権限の範囲と自由裁量の範囲ということについて、このことについて当局のほうから、職員のほうからご説明がありましたでしょうか。なければそれで結構です。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

すみません。

とりあえず、今の件ですけども、ありませんでした。

そして、先ほどの件ですが、私、勘違いしておりました、お金の話かと思いましたので、5時以降のお金の話はございませんでしたということでよろしくお願ひします。

以上でございます。

すみません、今のは、やっぱりそういう詳しい話というのはございませんでした。5時以降、指定管理者がどうするかというお話はございませんでした。ありませんでした。

○9番 中村英子君

そうすると、これは基本的なことですから、今、指定管理者は町の条例に基づいて、きちっと条例の範囲を超えて勝手に何かをするわけにはいきませんので、じゃ、5時以降のことについて、指定管理者の権限や自由裁量の中で、5時以降は何時までこれを開館するつもりであって、その利用料はどのように設定していくのかというようなことについては別に曖昧であって、質疑はなくて、そのことは明らかになっていないということによろしいですか。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

すみません、ありませんので、よろしくお願いします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

動議を提出いたします。

ただいま委員長報告がありました議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決すべきものとされておりますが、この案件は、先ほど質疑があったように、減免、利用時間が曖昧なため、特に利用時間につきまして指定管理者の裁量によるため、今回の条例でしっかり指定管理者ができる規定にすべきと考えておりますので、さらに慎重に審議すべきものだと考えております。

したがって、会議規則第48条の規定により、この議案については再付託をされ、さらに閉会中継続審議をされるよう、動議を提出いたします。

○議長 奥田信宏君

ただいま板倉浩幸君から議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、継続審査すべき動議が提出をされました。

動議は1名以上の賛成者が必要でありますので、賛成者は挙手を願います。

(賛成者挙手)

所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

この動議について採決を行います。

この動議のとおり、本件を継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成少数と認めます。よって、本件を継続審査とすることは否決をされました。

続いて、これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、反対の立場で討論をいたします。

この議案につきましては、施設そのものの運営については反対ではありません。運営と管理について、もうちょっと審議が必要だと考えております。

すみません、議案につきまして、設置について反対ではありません。運営や管理について、もうちょっと慎重審議等が必要と、先ほど動議を出したとおりに必要だと考えています。

議案第37号と同じ設置と管理に関する条例であります。規定にて附則の別表で使用料、また、利用時間がありますが、減免、利用時間が曖昧なため、特に利用時間につきましては、指定管理者の裁量によるため、第3条の交流施設における業務が行われるかの判断がしかねるため、また、指定管理者が利用時間の延長などができる規定になっていないと考えます。

よって、この議案第38号には慎重審議を求めるため、反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この条例制定案は、多世代交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めるもので、施設を設置するため必要があります。

また、使用料の減免に関する事項等については、規則等で別に詳細に定めることとしているため、本案について賛成します。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他にありますか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより、起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論いたします。

本人の同意もないのに、事業者にマイナンバーを知らせることを政府が自治体に迫ったり、マイナンバーの利用分野の拡大に向けた仕組みづくりを加速したり、住民がほとんど知らないうちに、なし崩し的に制度を運用拡大していることは、極めて問題であります。

この議案は、号ずれによる条例の一部改正であります。国は多額の予算を使って制度導入を拡大し、自治体に圧力をかけ、国民がマイナンバーを使わざるを得ない仕組みを広げること躍起になっておりますが、国民の医療や健康情報の有効活用がマイナンバーではなく、自治体独自の個人情報管理のもとでの運用をすべきであり、プライバシーを危うくするマイナンバー制度の推進ではなく、蟹江町は住民に弊害ばかりをもたらすマイナンバー制度の利用拡大をやめ、個人情報を保護する立場から、国に廃止を迫るべきであります。

個人番号制度そのものに、私は反対でありますので、よって、議案第40号は反対をし、討論といたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田正昭です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用等について、引用する条番号の繰り下がりによる改正であり、適正なものと考えてるので、本案に賛成します。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第41号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第42号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり決定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第43号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

今回、この補正予算、職員の手当がほとんどの内容ですけれども、土木に関連して、ちょっと伺っていきたいと思います。

東郊線踏切のことでちょっとお伺いをいたします。

1月に法指定をされ、それから一般質問を僕もして、東郊線の踏切はどうなっていくのかということ質問をして、答弁をもらっております。そのときの答弁でも、進捗状況が決まり次第、随時報告してくるという内容の答弁でしたが、それから1年近くなって、今現状の東郊線踏切拡幅について法指定された中、どのような今現状になっているのか、報告がないということは進んでいないと思うんですけれども、現状、何か進んでいましたらお願いをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいま板倉議員が言われますように、本年、東郊線踏切につきましては法指定をされた踏切でございます。

それで、8月に国土交通省から発信されました県の中部地整、県を通して、町のほうにつきまして、協議会を設置して今後検討していくと、その協議会を設置するに当たっての要綱というのか、ひな形というのは配信をされてきております。その後、協議会設置に向けてどのような動きをしていくべきものかということは、まだ情報としてはございません。

それと、先般、今後の流れということで、関係市町村から県が集まって、説明会というのがございました。その内容につきましては、協議会それぞれの危険踏切に指定された踏切に、それぞれ協議会を設置を行い、それから、ただ、愛知県が69踏切だったと思うんですが、そ

の協議会のメンバーというのが、市町村長、それから対象の鉄道事業者の社長、それから県知事という方が対象になりますので、合同で会議をしたらどうかといろんな案が出たのでございますが、現在におきましては、まだ協議会の設置に向けての詳しい状況というのか、動きということはありません。

また情報が入り次第、皆様方にお知らせできるというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

余り動いていないということなんですけれども、先月、11月15日に私もちょうど県議会で一般会計の決算の委員会があって、ちょっと僕も踏切を取り上げてくれるということで傍聴してきたんですけれども、県としても関係者と調整中であって、何らまだ動いていないということなんですけれども、県自体、本当に傍聴して思ったのが、やる気がないと、県自体もやる気がないような感じを、やる気がないと思ったんですけれども、今後、本当に、県としても協議会が動いて初めて、そうなったら一緒になってやっていくというような答弁をもらっております。道路管理者、JRと蟹江町の意見交換で調整していく形になると思うんですが、今後、実際、今回1月の法指定はされていないですけれども、危険な踏切として、安全カルテでも近鉄蟹江駅の東も入っていると思うんです。それも実際に法指定されて、2つ同時に動いていくといった場合に、蟹江町として実際にどう対応していくのか、そういうことで、県にどれぐらいまで要望しているのかちょっとわかりませんが、その辺についてちょっと考えがありましたら、お願いいたします。

○議長 奥田信宏君

答弁そのものよりも、みんなが東郊線のことは聞きたいことだと思って報告を許しましたけれども、本来は、補正予算の内容について質疑をしてください。

それで、今の質問、答えられることがあったら教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今、東郊線のJR、これから近鉄に関しましても、危険踏切というのは十分認識をしております。ただ、近鉄のほうにつきましては、まだそのような動き等がございませんので、認識して改修されることは望んではいらるんですが、まだ危険踏切の協議会に向けてだとかという協議の動き等につきましては今現在ではなされておられません。進んでいないというのが現状でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第44号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第45号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第46号「海部地区環境事務組合理約の変更について」を議題といたします。
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと、この規約の変更なんですけれども、最初のページにも第6条2項で、「組合の議会が組合市町村の長の中から選挙をする」を「組合市町村の長が互選をする」に改め、ちょっとこの内容が、僕がわからないのか、もうちょっとわかりやすく説明してください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまの第6条第2項の中をもう少しわかりやすくということですが、一応現行の規約では、管理者の市町村長としての任期が切れると、組合の管理者も同時に任期が切れるということでございます。

その際には、組合の議会を開催し、選挙を行う必要がございます。その間、管理者が不在となるため、職務代理者の選任が必要となり、各それぞれの事務が滞りをするということで、今回このような事態を解消するために、事務等を円滑に進めるための改正ということでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

何か、いまいまだわかりにくいんですけれども、要は、副管理者と管理者がかわったときに、速やかに決められるようにということはわかるんですけれども、そうすると、今まで組合の議会の管理者、副管理者を選ぶのに、選挙をするというふうになっていたのも僕は知らなかったんですけれども、これって、今現状、海部地区環境事務組合もそうですし、一組関係の組合議会、多分持ち回りで管理者を決めていると思うんです。その辺について何かいまいまだわからないこともあって、規約自体が選挙をするになっていて、そういうことでどうなのかなと少し思いましたので、何かその点についてわかりましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、担当者が申し上げました、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、環境事務組合、一部事務組合、ここだけではなくて、水防事務組合もあるわけでありましてけれども、ほぼ、管理者は年交代、2年任期でかわってきております。原則的には選挙で選ぶということが基本になっております。ただ、環境事務組合もそうでありまして、ほかの一部事務組合の管理者の選挙というのは、ほぼ議会の中の、ここにちょっと実は地方自治法の第118条というのがあるので、これをちょっと読ませていただきますけれども、議会で議員中に異議がないときには、選挙につき指名推選の方法を用いることができるという規定があるんです。

従来、一部事務組合の選挙方法というのはそれに頼っております。ですから、当然、環境事務組合は大きなお金を管理するわけでありますので、2年ずつの交代を皆さん相互扶助という形でやるわけでありますので、議会議員の皆様方の了承を得ながら管理者は組合員の中から選挙することとなっておりますけれども、議員の皆さんがどうですかということになると、異議ありません、じゃ、議長の指名推選の方法でよろしいですか、異議なしということで、指名推選の方法でやっておるのが現状でございます。

もとより、決してこれを軽視しているわけじゃなくて、2年ごと、皆さんがローテーションを組んでやったほうが、臨時議会をタイトなときに開くときが多いものですから、議員各位から、これは非公式でありますけれども、輪番制にしたらどうだという意見、それから、管理者、副管理者の中からも当然、2年ごとにローテーションを組んでやったらどうだという意見もあったものですから、これはそれぞれの関係市町村で議決をいただかなきゃいけない事項ということで、前から議題には上っておりました。

今回、4市2町1村が議会に上程をし、輪番制をとらせていただくということを皆様方にお諮りをしているということですので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ルールとしては全く変わってはおりませんが、非常に、簡易にしたと言ったら申しわけないんですけれども、当たり前のことをわかりやすくさせていただいたというふうに、これも自治法上問題ございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

当たり前のことということなんですけれども、そうすると、ほかの一組ってどうなっていくんですか。同じような規則の改定って出てくるんですか。

○町長 横江淳一君

今回、このことについてであります。

ほかのところは私は管理者でもありませんし、聞いてはございません。

でも、こういう流れになるということになれば、途中で任期が終わった組長さんがおれば、そこでまた議会をやらなきゃいけないということで、非常にそれがタイトな時期ですと、非常にこういう問題が起きてくるかもわからないと思いますが、環境事務組合がやっぱり一番大きな流れになるというふうに、今の時点では理解していると思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 高阪康彦君

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、水野智見、同、吉田正昭、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、飯田雅広、同、中村英子。

朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全教育にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、10年間で29,760人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,060人の定数改善を盛り込んだ。しかし、教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。政府予算において、「通級による指導」や「外国人児童生徒等教育」にかかわる教員として473人が基礎定数化されたことは、安定的な教員の配置などの観点から評価できる。しかし、いじめや不登校などに対応する教員の加配は395人とどまるとともに、教職員定数全体を子どもの自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるこ

とが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成30年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

(14番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 水野智見君

それでは、発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、水野智見。

賛成者、蟹江町議会議員、吉田正昭、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、飯田雅広、同、中村英子、同、高阪康彦。

朗読によって提案にかえさせていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

現在、愛知県においては高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策と位置付けられ、「経常費1/2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種の助成措置が講じられてきた。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、平成26年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、平成27年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は苦しく、十分に教育条件の改善ができない事態が続いている。

また、父母負担の公私格差は未だ大きく、無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円をこえ、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、授業料助成の県単独分が大幅に減額された。特に乙ランク（年収350～840万円）で父母負担の公私格差は大きく広がり、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますます増えた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

平成28年度までの3年間は、国の就学支援金の新たな加算分約15億円（約5億円×3年）を活用して、愛知県の従来の授業料助成制度を実質的に復元し、授業料本体については、甲ランク（年収350万円以下）は無償、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は半分が助成されることとなった。また、入学金助成は甲ランクが20万円に増額・実質無償化され、昨年度、乙ランクが9年ぶりに増額された。

このような県の努力によって、甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、未だ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に来ているという現状がある。一方、入学助成金は、甲ランクは実質無償化されたが、乙Ⅰランクは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱランクは6万5千円（入学金の3分の1）で、授業料助

成制度（甲ランク無償、乙Ⅰランク3分の2助成、乙Ⅱランク2分の1助成）のレベルには届いていない。

そのために、「父母負担の公私格差の是正」は未だ抜本的な解決には至っておらず、今年度より公立高校の入試制度が見直されたが、その一方で、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。

今年度より、大阪、京都に続いて東京、埼玉が私立高校無償化へ踏み出し、「愛知も無償化」への期待は大きく高まっている。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求である。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上です。

（5番議員降壇）

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、飯田雅広、同、中村英子、同、高阪康彦、同、水野智見。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置が講じられてきた。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を抑制、削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、平成11年度に「財政危機」を理由として経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、平成26年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、平成27年度は、国からの財政措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は苦しく、十分に教育条件を改善できない事態が続いている。

また、父母負担の公私格差は未だ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円をこえ、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、授業料助成の県単独分が大幅に減額された。特に乙ランク（年収350～840万円）で父母負担の公私格差は大きく広がり、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますます増えた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

平成28年度までの3年間は、国の就学支援金の新たな加算分約15億円（約5億円×3年）を活用して、愛知県の従来の授業料助成制度を実質的に復元し、授業料本体については、甲ランク（年収350万円以下）は無償、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は半分が助成されることとなった。また、入学金助成は甲ランクが20万円に増額・実質無償化され、昨年度、乙ランクが9年ぶりに増額された。

このような県の努力によって、甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、未だ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に来ているという現状がある。一方、入学金助成は、甲ランクは実質無償化されたが、乙Ⅰランクは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱランクは6万5,000円（入学金の3分の1）で、授業料助成制度（甲ランク無償、乙Ⅰランク3分の2助成、乙Ⅱランク2分の1助成）のレベルには届いていない。

そのために、「父母負担の公私格差の是正」は、未だ抜本的な解決には至っておらず、今年度より愛知県立高校の入試制度が見直されたが、その一方で、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。

全国的には、大阪、京都に続いて今年度より東京、埼玉が私立高校無償化へ踏み出し、「私学も無償化」への期待は大きく高まっている。政府は5月18日、6月19日に「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を開催し、すでに制度改善の検討に入っているが、私学を自由に選択できるようにするためには、就学支援金の一層の拡充をはじめ、各県格差の是正、支給対象を学納金とすることなどは喫緊の課題である。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなく、父母・市民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を、一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。よろしくお願ひします。

(11番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第14 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

これで、本定例会の会議に付議されている事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

(午前10時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

奥田信宏

4番 議員

石原裕介

5番 議員

水野智見